

大治町介護予防活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号に規定する地域支援事業として、介護予防のための活動（以下「介護予防活動」という。）を行う地域の団体等を育成及び支援するため、大治町介護予防活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大治町補助金等交付規則（平成9年大治町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、町内で介護予防活動を実施する団体とする。ただし、営利活動を行う団体、政治又は宗教活動を行う団体は除くものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる介護予防活動は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 継続性が見込めること。
- (2) 少なくとも月1回開催すること。
- (3) 開催時間は、1回当たり概ね2時間以上とすること。
- (4) 1回当たり平均5人以上の者が参加すること。
- (5) 地域住民が活動に参加できるよう周知し、新たな参加希望者を受け入れること。
- (6) 他の制度による助成、補助等を受けていない活動であること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料、備品購入費その他介護予防活動に要する経費で町長が必要であると認めるものとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、対象団体に対し、年間実施回数に1,000円を乗じて得た金額とし、年額5万2,000円を限度とする。

2 補助金額に10円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。

(申請手続)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする対象団体は、大治町介護予防活動支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付の決定)

第7条 町長は、規則第4条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、大治町介護予防活動支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請団体に通知するものとする。

(計画変更等の承認等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた対象団体(以下「補助団体」という。)が、活動の内容を変更しようとするときは、速やかに大治町介護予防活動支援事業費補助金変更等申請書(様式第5号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により大治町介護予防活動支援事業費補助金変更等申請書を受理したときは、その内容を審査の上、大治町介護予防活動支援事業費補助金変更等承認通知書(様式第6号)により補助団体に通知するものとする。

(概算払)

第9条 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助団体の請求により補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助団体は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、大治町介護予防活動支援事業費補助金概算払請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 補助団体は、規則第10条の規定により事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに大治町介護予防活動支援事業費補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 実績調書(様式第9号)

(2) 収支決算書(様式第10号)

(3) 参加者報告書(様式第11号)

(4) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告がなされたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大治町介護予防活動支援事業費補助金確定通知

書（様式第12号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助団体が、補助金の交付を受けようとするときは、大治町介護予防活動支援事業費補助金交付請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の精算等）

第13条 補助団体は、第10条に規定する実績報告について、既交付額と第5条の規定により算定した額に差額が生じたときは、当該差額を精算しなければならない。

（帳簿の備付け）

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。